

今治市脱炭素化等資金利子補給金交付要綱

平成17年 1 月 16 日

要綱第66号

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業者が環境の保全のため金融機関から借り入れた脱炭素化等資金に対し、利子を補給することにより脱炭素化及び環境保全対策の促進を図り、もって市民の健康と生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公害 環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する公害
- (2) 中小企業者 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号、第2号及び第5号から第9号までに規定する中小企業団体並びに同法第5条に規定する中小企業者
- (3) 金融機関等 独立行政法人環境再生保全機構、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、銀行、信用金庫その他の貸付機関で市長が認めるもの
- (4) 脱炭素化等資金愛媛県脱炭素化等資金貸付利子補給金交付要綱第3条に定める整備に要する経費に充当するための資金であり、愛媛県脱炭素化等資金貸付利子補給金、中小企業設備貸与制度資金、国民生活金融公庫資金、独立行政法人環境再生保全機構資金、中小企業金融公庫資金、独立行政法人中小企業基盤整備機構資金及び今治市中小企業振興特別融資保証制度資金とする。

(利子補給)

第3条 市長は、次の各号に該当する中小企業者に対し、予算の範囲内において、その者が金融機関等から借り入れた脱炭素化等資金の利子を補給する。

- (1) 市内において現に引き続き1年以上同一事業を営んでいる者で、その者の事業場の脱炭素化施設等の整備等に要する資金を自己資金で調達することが困難なため金融機関等から脱炭素化等資金の借入れをし、かつ、その返済が確実に認められるもの
- (2) 市税を滞納していないもの

2 利子補給の対象となる脱炭素化等資金の額は、その者が金融機関等から借り入れた額が5,000万円を超える場合は、5,000万円を限度とする。

(利子補給金の額)

第4条 前条第1項の規定による利子補給金（以下「補給金」という。）の額は、中小企業者が補給金の交付を受けようとする年度の前年度の3月1日から当該年度の2月末日までの間に金

融機関等に支払った利子額の30パーセント以内とする。ただし、愛媛県脱炭素化等資金貸付利子補給金交付要綱附則第6項の特例が適用される場合は、利子の全額を補給するものとする。

（利子補給の期間）

第5条 利子補給の期間は、脱炭素化等資金を借り入れた日の属する月から~~5~~10年間を限度とする。

（事業実施の承認等）

第6条 補給金の交付を受けようとする中小企業者は、脱炭素化等事業実施計画（変更）承認申請書（様式第1号）を当該事業着手前10日までに市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書に基づきその内容を審査のうえ適否を決定し、脱炭素化等事業実施計画（変更）承認（却下）通知書（様式第2号）を同項の申請者に交付する。

3 前項の規定による承認通知書の交付を受けた者は、その後において事業実施の工法又は第8条第4項第1号（軽微な変更を除く。）、第3号及び第4号に掲げる事項に変更を生じたときは、直ちに脱炭素化等事業実施計画（変更）承認申請書（様式第1号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

（補給金の交付申請）

第7条 前条の規定により事業の承認を受けた中小企業者は、補給金の交付申請において、脱炭素化等資金利子補給金交付申請書（様式第3号）に金融機関等の融資決定通知書（償還表を含む。）の写しを添えて、融資決定後速やかに市長に提出しなければならない。

（補給金の交付決定等）

第8条 市長は、補給金の交付申請があったときは、その内容を審査の上適当と認めたものにつき補給金の交付決定をし、利子補給金交付指令書（様式第4号）を申請者に交付する。

2 前項の利子補給金交付指令書には、必要な条件を付することができる。

3 第1項の規定により補給金の交付決定を受けた者は、毎年3月10日までに脱炭素化等資金利子補給金交付請求書（様式第5号）に、脱炭素化等資金利子支払証明書（様式第6号）及び市税完納証明書又は非課税証明書等を添えて市長に提出しなければならない。

4 第1項の規定による補給金の交付決定を受けた者は、利子補給金交付申請書の記載事項のうち次の各号のいずれかに変更があったときは、速やかに脱炭素化等資金利子補給変更申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（1） 借入金の額

（2） 補給金の額

（3） 事業場の名称及び所在地

（4） 代表者の氏名

5 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたものにつき利子補給金変更交付指令書（様式第8号）を交付するものとする。

（事業完了の確認）

第9条 第6条第2項の承認を受けた者は、事業が完了したときは、速やかに脱炭素化等事業完了届（様式第9号）を提出し、市長の確認を受けなければならない。

（権利者の変更）

第10条 第8条の規定による補給金の交付決定を受けた者が死亡し、又は合併したときは、相続人又は合併により存続する法人若しくは設立された法人に限り、脱炭素化等資金利子補給権利者変更承認申請書（様式第10号）を提出し、市長の承認を受けて補給金の交付を受けることができる。

（調査及び資料の提出）

第11条 市長は、この要綱を適正かつ円滑に施行するため、当該事業所に職員を派遣して実情を調査させ、又は申請者から必要な資料の提出を求めることができる。

（書類及び帳簿の備付け）

第12条 この要綱に基づき補給金の交付を受けた者は、当該脱炭素化等に係る経費の収支その他事業に関する事項を明らかにするため、これに関する一切の書類及び帳簿を事業完了の日から5年間備え付けておかなければならない。

（補給金の取消し及び返還）

第13条 市長は、第8条の規定による補給金の交付決定を受け、又は補給金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その決定を取り消し、又は交付した補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1） 虚偽の申請により補給金の交付の決定を受け、又は交付を受けたとき。

（2） この要綱等の条件に違反したとき。

（3） 市長が脱炭素化等対策の実効を不十分と認めたとき。

（4） 経営する事業を休廃業したとき。

（5） 脱炭素化等資金の元利金を金融機関等の償還表に基づき期限内に支払わなかったとき（市長が特に認めるものを除く。）又は金融機関等から脱炭素化等資金の返還を命ぜられたとき。

（6） 前各号に掲げるもののほか市長の指示又は命令に従わないとき。

2 前項の規定により補給金の返還を命ぜられた者が返還期日までに当該補給金を返還しないときは、今治市税外歳入の督促及び滞納処分等に関する条例（平成17年今治市条例第72号）の規定の例により延滞金等を徴収するものとする。

(権利の喪失)

第14条 補給金を受ける権利は、市長が定めた手続を開始すべき日から1年を経過した日までにその手続を経なかったときは、その権利を喪失する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年1月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の今治市公害防止施設整備資金利子補給に関する条例（昭和47年今治市条例第30号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月25日要綱）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日今治市要綱）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日今治市要綱）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年9月31日今治市要綱）

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

脱炭素化等事業実施計画（変更）承認申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

住所

氏名

〔名称及び代
表者氏名〕

電話

当工場（事業場）から発生する公害を防止するため次により脱炭素化等事業を実施したいので、今治市脱炭素化等資金利子補給に関する要綱第6条の規定により、関係書類を添えて（変更）申請します。

1 脱炭素化等事業実施計画

（1）事業の種別

ア 個人施設 共同施設

イ 施設の新設 施設の改善 事業場の移転

（2）公害の発生状況

（3）目的

（4）事業計画の概要

（5）防止施設設置場所（移転の場合は、移転の場所）

（6）事業実施期間 { 着工 年 月 日 予定
完了 年 月 日 予定

（7）事業費

事業費内訳 別紙のとおり

（8）資金調達計画

自己資金 円

借入金 長期 円

短期 円

合計 円

(9) 借入金（長期）の内容

資金の種類	借入金金融機関等	借入額	利率	償還期間	償還方法（元金均等又は元利均等の別）	借入予定年月日
		円	%			

2 企業概要書

会社又は組合名		事業の種類等	
資本の額又は出資の総額	円	常時使用する従業員数	人
設立年月日	年 月 日	現事業営業開始年月日	年 月 日
特定施設設置状況	台 台 台 台		

添付書類 ① 事業費明細書

② 防止施設の設計図

③ 敷地内公害発生源施設及び防止施設配置図

年 月 日

脱炭素化等事業実施計画（変更）承認（却下）通知書

様

今治市長

公印省略

年 月 日付けで申請のあった脱炭素化等事業実施計画（変更）については、次のとおり（変更）承認（却下）したので通知する。

- 1 脱炭素化等事業実施計画（変更）を適当と認め承認する。
ただし、今治市脱炭素化等資金利子補給に関する要綱を遵守すること。
- 2 不適当と認め却下する。

理由

別記様式第3号（第7条、様式第9号関係）

年度 脱炭素化等資金利子補給金交付申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

住所

氏名

〔名称及び代
表者氏名〕

年 月 日付けで承認のあった脱炭素化等事業実施計画に係る脱炭素化等資金に対し、
利子補給金の交付について、関係書類を添えて申請します。

- | | | |
|---|----------------|--------------------|
| 1 | 利子補給金交付申請額（総額） | 円 |
| 2 | 融資を受けた金融機関等名称 | |
| 3 | 借入金額 | 円 |
| 4 | 利率 | 年 % |
| 5 | 借入期間 | 自 年 月 日
至 年 月 日 |
| 6 | 関係事項 | 他の制度による利子補給 有・無 |

添付書類 金融機関等の融資決定通知書（償還表を含む。）の写し

収支精算書

(収入)

項目	金額	付記
自 己 資 金	円	
借入金 長期		
〃 短期		
計		

(支出)

項目	金額	付記
	円	
計		

利子補給金計算書

年次	年度	期首融資 残高 A	利率	利子額内訳	利 子 補 給 額	
1		円	%	Aのうち5,000万円までの利子額 B 円	$B \times 30\%$	円
2				Aのうち5,000万円までの利子額 B 円	$B \times 30\%$	円
3				Aのうち5,000万円までの利子額 B 円	$B \times 30\%$	円
4				Aのうち5,000万円までの利子額 B 円	$B \times 30\%$	円
5				Aのうち5,000万円までの利子額 B 円	$B \times 30\%$	円
6				Aのうち5,000万円までの利子額 B 円	$B \times 30\%$	円
7				Aのうち5,000万円までの利子額 B 円	$B \times 30\%$	円
8				Aのうち5,000万円までの利子額 B 円	$B \times 30\%$	円
9				Aのうち5,000万円までの利子額 B 円	$B \times 30\%$	円

10				Aのうち5,000万円までの利子額 B 円	$B \times 30\%$	円
11				Aのうち5,000万円までの利子額 B 円	$B \times 30\%$	円
計						

注 1 期首融資残高は、補給金を受けようとする年度の前年度3月1日現在の額（初回は、当初借入額）を記載する。

2 利子額は、補給金の交付を受けようとする年度の前年度の3月1日から当該年度の2月末日までの間に支払うものについて記載し、利子内訳は、金融機関等の計算によるものとする。

3 11年次は、脱炭素化等資金の借入日の属する月から10年間となる月までにつき記載すること。

別記様式第4号（第8条関係）

利子補給金交付指令書

記号第 号

（申請人）

年 月 日付けで申請のあった 年度脱炭素化等資金に対する利子補給金を、次のとおり交付する。

ただし、次の条件を付し、金融機関等に支払った利子について補給するものとする。

交 付 年 度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
利 子 補 給 金	円	円	円	円	円	円
交 付 年 度	年度	年度	年度	年度	年度	計
利 子 補 給 金	円	円	円	円	円	円

年 月 日

今治市長

公印省略

記

- 補給金の交付決定後次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その決定を取り消し、又は交付した補給金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
 - 補給金の使途が申請の目的に違反すると認めたとき。
 - 虚偽の申請により補給金の交付の決定を受け、又は交付を受けたとき。
 - 今治市脱炭素化等資金利子補給に関する要綱に違反したとき。
 - 市長が脱炭素化等対策の実効不充分と認めたとき。
 - 経営する事業を休廃業したとき。
 - 脱炭素化等資金の元利金を金融機関等の償還表に基づき期限内に支払わなかったとき（市長が特に認めるものを除く。）又は金融機関等から脱炭素化等資金の返還を命ぜられたとき。
 - 前各号に掲げるもののほか、市長の指示又は命令に従わないとき。
- 利子補給の算出の基礎となる額又は支払利子が補給金交付決定の基礎となった額又は利子より減少したときは、速やかに届け出るものとし、その額に応じた補給金を交付する。
- この補給金の使途については、市監査委員の監査を受けることがある。

別記様式第5号（第8条関係）

脱炭素化等資金利子補給金交付請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け（記号）第 号に基づく 年度脱炭素化等資金に対する 年度利子補給金

上記のとおり請求します。

年 月 日

（宛先）今治市長

住所

氏名

〔名称及び代
表者氏名〕

- 添付書類 ① 利子補給金交付指令書の写し
② 脱炭素化等資金利子支払証明書
③ 市税完納証明書（非課税の場合は、前5年度分の非課税証明書）

脱炭素化等資金利子支払証明書

資 金 名		貸 付 決 定 日	年 月 日
当 初 貸 付 金 額	円	利 率 及 び 償 還 期 間	% 年
利 子 支 払 額 〔 3 月 1 日 ～ 2 月 末 日 分 〕	円	元 金 返 済 額	円
		残 元 金	円

（注）利子支払額及び元金返済額は、補給金の交付を受けようとする年度の前年度の3月1日から当該年度の2月末日までの間に支払ったものを記載のこと。ただし、最終は、脱炭素化等資金の借入日の属する月から10年間となる月までのものとする。

年 月 日に貸付けを受けた脱炭素化等資金について上記のとおり返済したことを証明願います。

年 月 日
（宛先）今治市長

住所
氏名
〔 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 〕

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

取扱金融機関 印

脱炭素化等資金利子補給変更申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

住所

氏名

〔名称及び代
表者氏名〕

脱炭素化等資金の利子補給について、次のとおり変更を生じたので今治市脱炭素化等資金利子補給に関する要綱第8条第4項の規定により申請します。

1 変更事項

区 分	借入金の額	補給金の総額	事業場の所在地 及 び 名 称	代表者の氏名
変 更 前	円	円		
変 更 後				

2 変更年月日 年 月 日

3 変更事由

- 添付書類 ① 変更の内容がわかる書類
- ② 補給金の額の変更の場合は、変更償還表及び別記様式第3号中の利子補給金計算書に対する当該変更計算書

利子補給金変更交付指令書

記号第 号
(申請人)

年 月 日付け（記号）第 号 年度脱炭素化等資金に対する利子補給金の交付を
下記のとおり変更する。

ただし、次の条件を付し、金融機関等に支払った利子について補給するものとする。

交 付 年 度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
利 子 補 給 金	円	円	円	円	円	円
交 付 年 度	年度	年度	年度	年度	年度	計
利 子 補 給 金	円	円	円	円	円	円

年 月 日

今治市長

公印省略

記

- 補給金の交付決定後次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その決定を取り消し、又は交付した補給金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
 - 補給金の使途が申請の目的に違反すると認めたとき。
 - 虚偽の申請により補給金の交付の決定を受け、又は交付を受けたとき。
 - 今治市脱炭素化等資金利子補給に関する要綱に違反したとき。
 - 市長が脱炭素化等対策の実効不充分と認めたとき。
 - 経営する事業を休廃業したとき。
 - 脱炭素化等資金の元利金を金融機関等の償還表に基づき期限内に支払わなかったとき（市長が特に認めるものを除く。）又は金融機関等から脱炭素化等資金の返還を命ぜられたとき。
 - 前各号に掲げるもののほか、市長の指示又は命令に従わないとき。
- 利子補給の算出の基礎となる額又は支払利子が補給金交付決定の基礎となった額又は利子より減少したときは、速やかに届け出るものとし、その額に応じた補給金を交付する。
- この補給金の使途については、市監査委員の監査を受けることがある。

脱炭素化等事業完了届

年 月 日

（宛先）今治市長

住所
氏名
〔名称及び代
表者氏名〕

次のとおり脱炭素化等事業を完了しましたので届け出ます。

事業の種類	ア 個人施設 共同施設 イ 施設の新設 施設の改善 事業場の移転
脱炭素化等対策 の概要	
事業費 （精算額）	円
完了年月日	年 月 日 （ 年 月 日着工）

脱炭素化等資金利子補給権利者変更承認申請書

年 月 日

（宛先） 今治市長

住所

氏名

〔名称及び代
表者氏名〕

年 月 日当事業所は、次によりその地位を承継したので、今治市脱炭素化等資金利子補給に関する要綱第10条の規定により申請します。

地位承継の事由			
会社又は組合名		事業の種類等	
資本の額又は出資の総額	円	常時使用する従業員数	人
設立年月日	年 月 日	現事業営業開始年月日	年 月 日
被継承者 住所 氏名		被継承者に対する利子補給指令番号及び年月日	記号第 年 月 号日

電話番号（ ）

添付書類 債務を承継したことを証する書類